

## 別添

(参考)

### 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

---

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

#### ①実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

- ・ 国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(健康福祉部、関係部局)

【国との連携】

- ・ 県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。(健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部)

#### ②サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。(健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部)
  - 情報源
    - ✓ 各省庁
    - ✓ 国際機関 (WHO、OIE、FAO等)
    - ✓ 在外公館
    - ✓ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザラボレーティングセンター
    - ✓ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボトリー
    - ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
    - ✓ 地方公共団体
    - ✓ 検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(健康福祉部)

### ③ 情報提供・共有

- ・ 県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。  
(健康福祉部)
- ・ 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。  
(健康福祉部、関係部局)

### ④ 予防・まん延防止

#### 【在外邦人への情報提供】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。(総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部)

#### 【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

(疫学調査、感染対策)

- ・ 県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応（埋火葬・感染防止の徹底等）の実施を要請する。(健康福祉部)
- ・ 県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、外出自粛や出国自粛を要請する。(健康福祉部)

#### 【家きん等への防疫対策】

- ・ 県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

- ・ 県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。
  - 国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。（農政部）
  - 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農政部、危機管理部門）
  - 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

### ⑤医療

【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）
- ・ 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

- ・ 県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ・ 県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

## 用語解説

---

### ○インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で、感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

### ○新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

### ○新型インフルエンザ(A/H1N1) / インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。

2009年(平成21年)4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し、以降、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第 6 条第 9 項)

○ 岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、W e b 上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(一社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

平成 2 1 年度より以前、インフルエンザ受診患者数の把握は、国が全国で行う感染症発生動向調査の一環として行われ、国が指定する定点医療機関(県内 87 医療機関)からの週に 1 回の報告で、公表まで約 2 週間を要し、感染拡大が早い新型インフルエンザの状況把握には限界があった。

岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステムは、県内約 300 医療機関のインフルエンザ受診患者数、県内すべての学校の休業状況を毎日 W e b 上で入力、毎日データが自動更新され、地図、グラフ等を用い、地域別の発生状況の詳細が県民に分かりやすく公表することが可能となった。

平成 2 1 年度の新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行のピーク時には、各地域において、医療機関や保健所等の関係者が流行状況を共有しながら、その状況に応じた医療体制を構築することができた。

平成 2 2 年度には、新型インフルエンザの発生状況の他に、B 型のインフルエンザの流行も早期に探知することができ、医療機関における治療の一助となった。

小児感染症、学校閉鎖情報等を含め、県民が感染症の最新の流行状況を把握し、感染防止対策を行うために有用な情報発信を行っている。

※以下、アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのは A 型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、

2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

\* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

\* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

\* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエ

ンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。  
疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザにり患して死亡した者の数。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザにり患した者のうち、死亡した者の割合。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行う

ために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。



## 参考資料

---

### ○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号) (抄)

(指定公共機関)

第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 二 独立行政法人国立病院機構
- 三 独立行政法人国立国際医療研究センター
- 四 日本銀行
- 五 日本赤十字社
- 六 日本放送協会
- 七 成田国際空港株式会社
- 八 中部国際空港株式会社
- 九 新関西国際空港株式会社
- 十 北海道旅客鉄道株式会社
- 十一 四国旅客鉄道株式会社
- 十二 九州旅客鉄道株式会社
- 十三 日本貨物鉄道株式会社
- 十四 東京地下鉄株式会社
- 十五 日本郵便株式会社
- 十六 日本電信電話株式会社
- 十七 東日本電信電話株式会社
- 十八 西日本電信電話株式会社
- 十九 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの  
イ～ヨ (略)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第十九号に規定する指定公共機関を公示する件

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)第三条第十九号の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第六号に規定する指定公共機関を次のとおり指定したので公示する。

平成二十五年四月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 公益社団法人日本医師会
- 二 公益社団法人日本歯科医師会
- 三 公益社団法人全日本病院協会
- 四 一般社団法人日本医療法人協会
- 五 一般社団法人日本病院会
- 六 公益社団法人日本薬剤師会
- 七 公益社団法人日本看護協会
- 八 一般財団法人化学及血清療法研究所
- 九 株式会社ジェイ・エム・エス
- 十 株式会社トップ
- 十一 北里第一三共ワクチン株式会社
- 十二 グラクソ・スミスクライン株式会社
- 十三 塩野義製薬株式会社
- 十四 第一三共株式会社
- 十五 武田薬品工業株式会社
- 十六 中外製薬株式会社
- 十七 テルモ株式会社
- 十八 ニプロ株式会社
- 十九 一般社団法人日本ワクチン産業協会
- 二十 一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
- 二十一 沖縄電力株式会社
- 二十二 関西電力株式会社
- 二十三 九州電力株式会社
- 二十四 四国電力株式会社
- 二十五 中国電力株式会社
- 二十六 中部電力株式会社
- 二十七 東京電力株式会社
- 二十八 東北電力株式会社
- 二十九 北陸電力株式会社

- 三十 北海道電力株式会社
- 三十一 電源開発株式会社
- 三十二 日本原子力発電株式会社
- 三十三 大阪瓦斯株式会社
- 三十四 西部瓦斯株式会社
- 三十五 東京瓦斯株式会社
- 三十六 東邦瓦斯株式会社
- 三十七 オーシャントランス株式会社
- 三十八 商船三井フェリー株式会社
- 三十九 新日本海フェリー株式会社
- 四十 太平洋フェリー株式会社
- 四十一 マルエーフェリー株式会社
- 四十二 株式会社商船三井
- 四十三 川崎汽船株式会社
- 四十四 日本郵船株式会社
- 四十五 全日本空輸株式会社
- 四十六 日本航空株式会社
- 四十七 東海旅客鉄道株式会社
- 四十八 西日本旅客鉄道株式会社
- 四十九 東日本旅客鉄道株式会社
- 五十 小田急電鉄株式会社
- 五十一 近畿日本鉄道株式会社
- 五十二 京王電鉄株式会社
- 五十三 京成電鉄株式会社
- 五十四 京阪電気鉄道株式会社
- 五十五 京浜急行電鉄株式会社
- 五十六 首都圏新都市鉄道株式会社
- 五十七 西武鉄道株式会社
- 五十八 東京急行電鉄株式会社
- 五十九 東武鉄道株式会社
- 六十 名古屋鉄道株式会社
- 六十一 南海電気鉄道株式会社
- 六十二 阪急電鉄株式会社
- 六十三 阪神電気鉄道株式会社
- 六十四 旭タンカー株式会社
- 六十五 井本商運株式会社
- 六十六 上野トランステック株式会社
- 六十七 川崎近海汽船株式会社
- 六十八 近海郵船株式会社
- 六十九 栗林商船株式会社

- 七十 鶴見サンマリン株式会社
- 七十一 日本海運株式会社
- 七十二 琉球海運株式会社
- 七十三 佐川急便株式会社
- 七十四 西濃運輸株式会社
- 七十五 日本通運株式会社
- 七十六 福山通運株式会社
- 七十七 ヤマト運輸株式会社
- 七十八 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 七十九 KDDI株式会社
- 八十 ソフトバンクテレコム株式会社
- 八十一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 八十二 ソフトバンクモバイル株式会社

附 則

この公示は、平成二十五年四月十三日から施行する。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関

岐阜県告示第三百九十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第七号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

平成二十五年八月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

公益社団法人岐阜県看護協会  
公益社団法人岐阜県歯科医師会  
公益社団法人岐阜県バス協会  
公立学校共済組合  
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター  
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院  
地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院  
社団法人全国社会保険協会連合会  
一般社団法人岐阜県LPガス協会  
一般社団法人岐阜県医師会  
一般社団法人岐阜県病院協会  
一般社団法人岐阜県薬剤師会  
一般社団法人岐阜県トラック協会  
岐阜県医薬品卸協同組合  
学校法人朝日大学  
国立大学法人岐阜大学  
医療法人香徳会  
社会医療法人厚生会  
社会医療法人蘇西厚生会  
岐阜県厚生農業協同組合連合会

## ○岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等の未発生期において、全庁的な対策を推進するため、岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、協議するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等に関する情報の共有
- 二 新型インフルエンザ等の対策の検討及び推進
- 三 関係部局間の調整
- 四 その他必要な事項

### (構成)

第3条 推進会議は、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱（平成25年4月15日付け保医第138号。以下「本部設置要綱」という。）別表第一に掲げる者及び岐阜市健康部長をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置く。
- 3 会長は副知事（健康福祉部担当）をもって充てる。

### (幹事会)

第4条 協議事項に関する課題を整理検討するため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事は、本部設置要綱別表第二に掲げる者及び岐阜市保健所長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉部次長（事務）をもって充てる。
- 4 幹事会は幹事長が召集し、座長を務めるものとする。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (部会)

第5条 推進会議には、必要に応じ個別の対策推進について具体的な協議を行うため部会を置くことができる。

### (事務局)

第6条 推進会議の事務局は、健康福祉部保健医療課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月3日から施行する。

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

○岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成二十五年条例第十一号）

（趣旨）

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。)第二十六条の規定に基づき、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 岐阜県新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

（会議）

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第二十三条第四項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する

5 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。



## ○岐阜県新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、岐阜県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年岐阜県条例第11号）第4条及び第5条に基づき、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 対策本部は岐阜県内の新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、次の事務を行う。

- 一 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び共有
- 二 新型インフルエンザ等対策の検討と推進
- 三 その他必要な事項

### (本部員)

第3条 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

### (副本部長)

第4条 副本部長は、副知事の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 対策本部に幹事会を置き、次の事務を行う。

- 一 本部員会議に付議する事項
  - 二 本部長から指示を受けた事項
  - 三 その他対策本部を円滑に運営するために必要な事務
- 2 幹事会は別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 幹事会に幹事長、副幹事長を置き、幹事長は健康福祉部次長（事務）を、副幹事長は健康福祉部次長（技術）をもって充てる。
  - 4 幹事会は幹事長が招集し、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (部等)

第6条 対策本部に別表第三の掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

### (部長等)

第7条 前条の部に、部長及び副部長を置く。

- 2 前条の班に、班長を置く。

- 3 部長及び副部長は、別表第三部長、副部長担当職欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、同表班長担当職欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部長は対策本部長の名を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部長及び副部長ともに事故があるときは、その属する部の班長のうち、あらかじめ部長が指名する者が、その職務を代行する。
- 7 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受けその事務処理に当たる。

(対策チーム)

第8条 部及び班の所掌事務のうち、部及び班の横断的な調整を必要とするものについての確かつ迅速に対応するため、対策本部に別表第四に掲げる対策チームを置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(緊急対策チーム)

第9条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時、または同宣言がされる可能性が高まったとして対策本部長が部の横断的な調整を必要とすると判断した時に、別表第五に掲げる緊急対策チームを置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

(廃止)

第2条 岐阜県新型インフルエンザ対策本部設置要綱（平成17年12月21日付け保医第933号）は廃止する。

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成25年7月26日から施行する。

別表第一（第3条関係）

両副知事  
会計管理者  
秘書広報統括監  
危機管理統括監  
総務部長  
総合企画部長  
環境生活部長  
健康福祉部長  
商工労働部長  
農政部長  
林政部長  
県土整備部長  
都市建築部長  
各振興局長及び岐阜地域総括監  
議会事務局長  
人事委員会事務局長  
監査委員事務局長  
労働委員会事務局長  
警察本部長  
教育長

別表第二（第5条第2項関係）

健康福祉部次長（事務）  
健康福祉部次長（技術）  
知事直轄（秘書広報部門）広報課長  
知事直轄（危機管理部門）危機管理課長  
知事直轄（危機管理部門）消防課長  
総務部財政課長  
総務部人事課長  
総合企画部総合政策課長  
環境生活部環境生活政策課長  
環境生活部人づくり文化課長  
健康福祉部健康福祉政策課長  
健康福祉部医療整備課長  
健康福祉部地域医療推進課長  
健康福祉部保健医療課長  
健康福祉部生活衛生課長  
健康福祉部薬務水道課長  
健康福祉部高齢福祉課長  
健康福祉部障害福祉課長  
健康福祉部子ども家庭課長  
保健環境研究所長  
商工労働部商工政策課長  
農政部農政課長  
農政部畜産課長  
林政部林政課長  
県土整備部建設政策課長  
都市建築部都市政策課長  
各振興局振興課長及び岐阜地域調整室長  
出納事務局出納管理課長  
議会事務局総務課長  
人事委員会事務局職員課長  
監査委員事務局監査第一課長  
労働委員会事務局審査調整課長  
教育委員会教育総務課長  
教育委員会スポーツ健康課長  
警察本部警備部警備第二課長

別表第三（第6条及び第7条関係）

部	部長 副部長	班	班長	事務分担
秘書 広報部	部長 秘書広報統 括監 副部長 秘書課長	秘書班	秘書課長	本部長の秘書に関する事。
		広報班	広報課長	新型インフルエンザ等対策関係の広報に関する事。
		行政改革班	行政改革課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関する事。
危機 管理部	部長 危機管理統 括監 副部長 危機管理副 統括監	危機管理班	危機管理課長	1 社会機能維持総括チームの調整に関する事。 2 防災交流センター及び広域防災センターの新型インフルエンザ等対策に関する事。
		原子力防災班	原子力防災室長	社会機能維持総括チームの応援に関する事。
		防災班	防災課長	社会機能維持総括チームの応援に関する事。
		消防班	消防課長	1 消防機関の活動の把握及び連絡調整に関する事。 2 岐阜県エルピーガス協会との連絡調整に関する事。 3 消防学校の新型インフルエンザ等対策に関する事。 4 臨時の医療施設についての消防に関する基準の設定に関する事。
総務部	部長 総務部長 副部長 総務部次長	財政班	財政課長	1 総務部内の連絡調整に関する事。 2 新型インフルエンザ等対策の予算措置等県財政に関する事。
		人事班	人事課長	1 新型インフルエンザ等対策関係職員の動員、派遣等に関する事。 2 県の業務継続に関する事。 3 職員研修所の新型インフルエンザ等対策に関する事。
		法務・情報公開班	法務・情報公開課長	1 新型インフルエンザ等対策関係の文書及び物品の受理、配布及び発送に関する事。 2 新型インフルエンザ等対策関係の公報掲載に関する事。 3 歴史資料館の新型インフルエンザ等対策に関する事。
		職員厚生班	職員厚生課長	1 職員の新型インフルエンザ等感染対策に関する事。 2 職員への特定接種の実施に関する事。
		税務班	税務課長	1 県税の徴収猶予等に関する事。 2 県税事務所等の感染対策及び業務継続に関する事。
		管財班	管財課長	1 公有財産の新型インフルエンザ等対策のための使用に関する事。 2 集中管理車の新型インフルエンザ等対策のための使用に関する事。 3 電話その他の施設の新型インフルエ

				ンザ等対策のための使用に関する事 4 県有施設（他班の所管分を除く。）に おける新型インフルエンザ等対策に関 すること。
		総務事務 センター 班	総務事務 センター 長	新型インフルエンザ等対策の応援に関 すること。
総合 企画部	部長 総合企画部 長 副部長 総合企画部 次長	総合政 策班	総合政策 課長	1 総合企画部内の連絡調整に関するこ と。 2 新型インフルエンザ等対策に係る国 への提案に関する事 3 東京事務所の新型インフルエンザ等 対策に関する事
		市町村班	市町村課 長	1 市町村財政の支援に関する事 2 市町村で行う新型インフルエンザ等 対策のうち他班に属さない事項の指示 及び連絡に関する事 3 市町村事務の代行に関する事
		情報企画 班	情報企画 課長	1 インターネット等情報機器の運用に 関すること。 2 岐阜情報スーパーハイウェイの運用 確保及び保全に関する事
		研究開発 班	研究開発 課長	公の施設（研究開発課所管分）の感染対 策及び業務継続に関する事
		統計班	統計課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関 すること。
		清流の国 づくり推 進班	清流の国 づくり推 進課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関 すること。
		環境 生活部	部長 環境生活部 長 副部長 環境生活部 次長	環境生活 政策班
廃棄物対 策班	廃棄物対 策課長			廃棄物処理に関する新型インフルエン ザ等対策に関する事
環境管理 班	環境管理 課長			公害発生源施設等の新型インフルエン ザ等対策に関する事
自然環境 保全班	自然環境 保全課長			自然公園施設等の新型インフルエンザ 等対策に関する事
男女参画 青少年班	男女参画 青少年課 長			新型インフルエンザ等対策に協力する 女性団体等（他班の所管に属さないもの に限る。）の連絡調整に関する事
少子化対 策班	少子化対 策課長			新型インフルエンザ等対策の応援に関 すること。
人づくり 文化班	人づくり 文化課長			1 私立学校の新型インフルエンザ等対 策に関する事 2 県有文化施設（人づくり文化課所管分 ）の新型インフルエンザ等対策に関す ること。
人権施策 推進班	人権施策 推進課長			社会福祉施設（人権施策推進課所管分） の新型インフルエンザ等対策に関するこ と。

		県民生活 相談セン ター班	県民生活 相談セン ター長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民の消費生活の安定に関する事</li> <li>2 生活関連物資の価格の安定等に関する措置に関する事</li> </ol>
健康 福祉部	部長 健康福祉部 長 副部長 健康福祉部 次長	健康福祉 政策班	健康福祉 政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮総括チームの調整に関する事</li> <li>2 健康福祉部内の人員配置、連絡調整等に関する事</li> <li>3 保健所及び保健環境研究所の感染対策及び業務継続に関する事</li> </ol>
		医療整備 班	医療整備 課長	県立衛生専門学校及び県立看護専門学校の新型インフルエンザ等対策に関する事
		地域医療 推進班	地域医療 推進課長	県立看護大学の新型インフルエンザ等対策に関する事
		保健医療 班	保健医療 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健医療対策チームの調整に関する事</li> <li>2 精神保健福祉センターの新型インフルエンザ等対策に関する事</li> </ol>
		生活衛生 班	生活衛生 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食肉衛生検査所の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>2 火葬、埋葬に係る新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>3 生活衛生関係営業者の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>4 広域火葬計画に関する事</li> </ol>
		薬務水道 班	薬務水道 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワクチン・医薬品流通対策チームの調整に関する事</li> <li>2 飲料水に関する事</li> <li>3 上水道施設（水道企業班に属するものを除く。）の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> </ol>
		高齢福祉 班	高齢福祉 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設（高齢福祉課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>2 介護老人保健施設の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>3 支援を要する高齢者の支援に関する事</li> </ol>
		障害福祉 班	障害福祉 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設（障害福祉課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>2 支援を要する障がい者（児）の支援に関する事</li> <li>3 身体障害者更生相談所、知的障害者更正相談所、希望が丘学園の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> </ol>
		子ども家 庭班	子ども家 庭課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設（子ども家庭課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事</li> <li>2 要保護児童の保護に関する事</li> <li>3 り患母子世帯に対する母子寡婦福祉資金の融資に関する事</li> <li>4 子ども相談センター、女性相談センタ</li> </ol>

				一、わかあゆ学園の新型インフルエンザ等対策に関する事。
		地域福祉 国保班	地域福祉 国保課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会福祉施設（地域福祉国保課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>2 り患者に対する国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免に関する事。</li> <li>3 り患者世帯に対する生活福祉資金等の融資に関する事。</li> </ol>
商工 労働部	部長 商工労働部 長 副部長 商工労働部 次長	商工政策 班	商工政策 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工労働部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 食料物資チームの調整に関する事。</li> <li>3 商工業関係施設の新型インフルエンザ等対策の総括に関する事。</li> <li>4 物資の確保等に関する事。</li> <li>5 計量検定所の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>
		中小企業 班	中小企業 課長	中小企業者等に対する融資に関する事。
		労働雇用 班	労働雇用 課長	勤労福祉施設の新型インフルエンザ等対策に関する事。
		企業誘致 班	企業誘致 課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関する事。
		産業技術 班	産業技術 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の確保等に関する事。</li> <li>2 工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所、セラミックス研究所、国際たくみアカデミー、木工芸術スクールの新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>
		商業流通 班	商業流通 課長	岐阜県トラック協会との連絡調整に関する事。
		情報産業 班	情報産業 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報科学技術大学院大学の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>2 情報産業施設（情報産業課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>
		観光班	観光課長	観光施設等の新型インフルエンザ等対策に関する事。
		国際戦略 推進班	国際戦略 推進 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在外県人に関する情報収集及び提供に関する事。</li> <li>2 外国人が集住する市町に係る新型インフルエンザ等対策の連絡調整等に関する事。</li> <li>3 外国人を多く雇用する企業に係る新型インフルエンザ等対策の連絡調整等に関する事。</li> <li>4 その他県内外国人等に係る新型インフルエンザ等対策の連絡調整等に関する事。</li> <li>5 旅券センターの新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>



農政部	部長 農政部長 副部長 農政部次長	農政班	農政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農政部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 農林事務所の新型インフルエンザ等対策（農政部所管に限る。）に関すること。</li> <li>3 所管する試験研究機関の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		検査指導班	検査指導課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
		農産物流通班	農産物流通課長	物資の確保等に関すること。
		農業経営班	農業経営課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業者に対する融資、農業共済制度に関すること。</li> <li>2 農業大学の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		農産園芸班	農産園芸課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資の確保等に関すること。</li> <li>2 病害虫防除所、国際園芸アカデミーの新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜及び畜産施設に係る新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> <li>2 家畜保健衛生所の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		農村振興班	農村振興課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
		農地整備班	農地整備課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
林政部	部長 林政部長 副部長 林政部次長	林政班	林政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林政部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 農林事務所（林政部所管に限る。）、森林研究所、森林文化アカデミーの新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		恵みの森づくり推進班	恵みの森づくり推進課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
		県産材流通班	県産材流通課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業施設（県産材流通課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> <li>2 林産物及び林産施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> <li>3 林業経営の指導に関すること。</li> </ol>
		森林整備班	森林整備課長	特用林産物及び特用林産施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		治山班	治山課長	治山施設等の新型インフルエンザ等対策に関すること。
県土整備部	部長 県土整備部長 副部長 県土整備部次長	建設政策班	建設政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県土整備部内の連絡調整に関すること。</li> <li>2 土木事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。</li> </ol>
		用地班	用地課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地開発公社が所有する土地の供与、使用に関する調整に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等対策における用地事務の指導に関すること。</li> </ol>
		技術検査班	技術検査課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。

		道路建設班	道路建設課長	東海環状自動車道事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		道路維持班	道路維持課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
		河川班	河川課長	1 新型インフルエンザ等対策における関係利水者の連絡調整に関すること。 2 県管理ダムの新型インフルエンザ等対策に関すること。 3 犀川管理事務所、長良川上流河川開発工事事務所、宮川上流河川開発工事事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		砂防班	砂防課長	新型インフルエンザ等対策の応援に関すること。
都市建築部	部長 都市建築部長 副部長 都市建築部次長	都市政策班	都市政策課長	1 都市建築部内の連絡調整に関すること。 2 ライフラインチームの調整に関すること。 3 都市計画施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		公共交通班	公共交通課長	1 鉄道輸送、バス輸送等の新型インフルエンザ等対策に関すること。 2 岐阜県バス協会との連絡調整に関すること。 3 リニア推進事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		街路公園班	街路公園課長	都市公園施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 下水道施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。 2 流域浄水事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	建築事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		公共建築住宅班	公共建築住宅課長	県営住宅の新型インフルエンザ等対策に関すること。
		水道企業班	水道企業課長	1 東部広域水道事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。 2 用水道施設の新型インフルエンザ等対策に関すること。
出納部	部長 会計管理者 副部長 出納事務局長	出納管理班	出納管理課長	新型インフルエンザ等対策の出納に関すること。
教育部	部長 教育長 副部長 教育次長 (部長の指名する者)	教育総務班	教育総務課長	1 教育部内の連絡調整に関すること。 2 教育に関する新型インフルエンザ等対策関係の広報に関すること。 3 教育事務所の新型インフルエンザ等対策に関すること。

		教育財務班	教育財務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校施設の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>2 学校等に臨時の医療施設等を開設することについての協力に関する事。</li> </ol>
		教職員班	教職員課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 り患教職員等の調査等に関する事。</li> <li>2 教職員の新型インフルエンザ等対策のための確保及び動員に関する事。</li> <li>3 教職員の厚生に関する事。</li> </ol>
		教育研修班	教育研修課長	総合教育センターの新型インフルエンザ等対策に関する事。
		学校支援班	学校支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程の管理及び児童生徒の在籍等に関する事。</li> <li>2 児童生徒の教育活動に関する事。</li> </ol>
		特別支援教育班	特別支援教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育課程の管理及び児童生徒の在籍等に関する事。</li> <li>2 児童生徒の教育活動に関する事。</li> </ol>
		社会教育文化班	社会教育文化課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公民館等の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>2 博物館等（博物館法による登録博物館及び博物館相当施設）の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>3 文化財（国指定・県指定）公開等の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> <li>4 県有文化施設等（社会教育文化課所管分）の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>
		スポーツ健康班	スポーツ健康課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校給食に関する事。</li> <li>2 学校保健に関する事。</li> <li>3 公立社会体育施設の新型インフルエンザ等対策に関する事。</li> </ol>
警察部	部長 警察本部長 副部長 警備部長	警戒警備班	警備第二課長	<p>新型インフルエンザ等対策に係る警戒・警備その他の警察活動に関する事。</p>

別表第四（第8条関係）

チーム名	責任者	事務分擔	構成課(〇:主務課)
指揮総括 チーム	チーム長 健康福祉部 長 副チーム長 健康福祉部 次長（事務 ）	1 対策本部及び幹事会の運営に関する こと。 2 全庁的な情報の集約に関すること。 3 各部・チーム間の調整に関すること。 4 新型インフルエンザ等対策の広報及 び報道対応に関すること。 5 県議会への対応に関すること。 6 新型インフルエンザ等対策に係る人 員・予算要求のとりまとめに関するこ と。 7 その他各緊急対策チーム並びに各部 （班）で所管しない業務に関するこ と。	○健康福祉政策課 健康福祉部各課 広報課 危機管理課
保健医療 対策チー ム	チーム長 健康福祉部 長 副チーム長 健康福祉部 次長（技術 ）	1 水際対策、疫学調査に関すること。 2 サーベイランスに関すること。 3 健康相談（コールセンター）に関する こと。 4 まん延防止対策（外出自粛、施設の使 用自粛等の要請等の決定を含む。）に関 すること。 5 帰国者・接触者外来等診療体制の整備 に関すること。 6 入院医療及び重症化医療の維持対策 に関すること。 7 臨時の医療施設の開設に関すること。 8 院内感染対策の支援に関すること。 9 予防接種実施の支援に関すること。	○保健医療課 医療整備課 健康福祉部各課
ワクチン ・医薬品 流通対策 チーム	チーム長 健康福祉部 長 副チーム長 健康福祉部 次長（技術 ）	1 医薬品、医療機器その他衛生用品（抗 インフルエンザウイルス薬、ワクチン、 簡易検査キット等）の需給調整及び流通 の確保に関すること。 2 医薬品又は医療機器の緊急配送の要 請等に関すること。 3 特定物資（医薬品、医療機器その他衛 生用品に限る。）の売渡しの要請、収用 、保管命令等に関すること。	○薬務水道課 保健医療課
社会機能 維持総括 チーム	チーム長 危機管理統 括監 副チーム長 危機管理副 統括監（事 務）	1 社会機能維持（県民の生活及び経済の 確保対策を含む。以下同じ。）に関する 各部・チームの情報集約に関すること。 2 社会機能維持対策に関する各部・チー ム間の調整に関すること。 3 その他各部・チームに属さない社会機 能維持関連業務に関すること。	○危機管理課 危機管理部門 各課

別表第5（第9条関係）

チーム名	責任者	事務分担	構成課(0:主務課)
県民相談 チーム	チーム長 環境生活部 長 副チーム長 環境生活部 次長	県民の生活相談窓口（健康、医療関係を く。）の設置及び運営に関すること。	○環境生活政策課 環境生活部各課 危機管理課 中小企業課 農業経営課
食料物資 チーム	チーム長 商工労働部 長 副チーム長 商工労働部 次長（事務 ）	1 食料、生活物資等の確保及び供給に関 すること。 2 食料、生活物資等の緊急運送の要請等 に関すること。 3 特定物資（医薬品、医療機器その他衛 生用品を除く。）の売渡しの要請、収用 、保管命令等に関すること。	○商工政策課 商工労働部各課 農政部各課 県民生活相談 センター
ライフラ インチー ム	チーム長 都市建築部 長 副チーム長 都市建築部 次長（事務 ）	ライフライン機能（電気、ガス、上下水 道、通信等）及び公共交通機関の維持に係 る情報収集・分析等に関すること。	○都市政策課 薬務水道課 下水道課 水道企業課 農地整備課 公共交通課 都市建築部各課

## ○岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会設置要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ等の発生時及び流行時における県内の医療及び保健福祉のあり方に関して協議するため、岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、岐阜県医師会長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。

### (会議)

第3条 会議は、県が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (ワーキンググループ)

第4条 協議会には、個別の対策推進について具体的な協議を行うため、必要に応じ、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (秘密の保持)

第5条 協議会及びワーキンググループの構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、健康福祉部保健医療課に置き、関係部課がこれに協力するものとする。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

別 表 （第3条関係）

岐阜県新型インフルエンザ等医療保健福祉協議会

構成員	<ul style="list-style-type: none"><li>・岐阜県医師会長</li><li>・岐阜県病院協会会長</li><li>・岐阜県歯科医師会長</li><li>・岐阜県薬剤師会長</li><li>・市町村代表</li><li>・保育所代表</li><li>・各種障がい者福祉施設代表</li><li>・高齢者福祉施設代表</li></ul>
-----	---

○特定接種の対象となり得る業種・職務について（政府行動計画別添）

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。



## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
				財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	一	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	一	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	一	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
			めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売	
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業(育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	内閣官房
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省

検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の 開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝 子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的 調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、 予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む)	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の 予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(立法府)	区分1	—

**区分２：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分２	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分２	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分２	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分１ 区分２	警察庁
救急 消火、救助等	区分１ 区分２	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分１ 区分２	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分１ 区分２	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分２	内閣官房 各府省庁

**区分３：民間の登録事業者と同様の業務**

（１）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務